

動画配信サイト「チェアエクササイズクラブ」動画投稿に関する契約書

第1条 (定義)

本規約において、次の各号の用語は以下のように定義する。

- 「本協会」 NPO 法人 1 億人元気運動協会
- 「本投稿者」 本サイトに投稿する者
- 「本著作物」 投稿者の著作動画

第2条 (配信権の設定)

1. 本投稿者は、本動画の配信権を本協会に対して設定する。
2. 前項の配信権の設定により、本投稿者は、本動画の複製ならびに頒布の権利を有する。
3. 投稿者は、本協会が本動画の配信権の設定を登録することを承諾する。

第3条 (排他的使用)

1. 本投稿者は、本著作物の全部もしくは一部も転載ないし配信せず、あるいは他人をして転載ないし配信させない。
2. 前項の規定にかかわらず、本協会本投稿者同意のうえ本動画を他人に転載ないし配信させる場合、本投稿者はその処理を本協会に委任し、本協会は具体的条件について本投稿者と協議のうえ決定する。

第5条 (類似動画の配信)

本投稿者は、この契約の有効期間中に、本動画と明らかに類似すると認められる内容の動画もしくは本動画と同一名の動画を配信せず、あるいは他人をして配信させない。

第6条 (内容の責任)

1. 本投稿者は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本投稿者の本著作物で使用する楽曲は、本協会オリジナルまたは著作権フリーの音源とする。

第7条 (配信期間延長の通知義務等)

本協会は、本著作物を配信期間延長するに際して、あらかじめ本投稿者にその旨を通知する。

第8条 (特典)

1. 本協会は、本投稿者に対して、次のとおり本著作物の特典を提供する。
2. 本協会継続教育単位 1 単位、および本協会発行クーポン¥100。この特典は、2 年間を有効期限とし、一人一年間に 5 回までとする。

第9条 (契約の解除)

本投稿者または本協会は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第10条 (契約の有効更新)

この契約の有効期間は、契約の日から翌年の 12 月 31 日までとする。

第11条 (契約の自動更新)

この契約は、契約満了までに本投稿者本協会いずれかから文書を持って終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を 1 年ずつ延長する。

第12条 (契約の尊重)

本投稿者本協会双方は、この契約書を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

以上、本契約締結の証として、本書を作成し、本投稿者本協会記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

本 協 会 〒662-0912 兵庫県西宮市松原町 3 - 3 6 - 2 0 1
N P O 法 人 1 億 人 元 気 運 動 協 会
会 長 竹 尾 好 恵

本 投 稿 者